

平成30年10月11日
 福祉保健部生活衛生課

 水産物の放射性物質の検査結果について
 (10月11日検査分)

県内で流通していた水産物について新潟県が検査したところ、結果は以下のとおりでした。

検査機関：(一財)新潟県環境分析センター、(一財)上越環境科学センター

	品目	水揚げ地又は水揚げ港	検査結果(単位：ベクレル/kg)				食品衛生法の判定
			放射性セシウム			放射性ヨウ素	
			セシウム134	セシウム137	計		
新潟県産	ホッコクアカエビ	佐渡市赤泊港	検出されず (1.7未満)	検出されず (2.3未満)	検出されず (4.0未満)	検出されず (1.8未満)	適合
県外産	サンマ	宮城県気仙沼漁港	検出されず (3.7未満)	検出されず (3.6未満)	検出されず (7.3未満)	検出されず (3.1未満)	適合
	ゴマサバ	岩手県大船渡漁港	検出されず (1.3未満)	検出されず (1.5未満)	検出されず (2.8未満)	検出されず (1.3未満)	適合
	ブリ	岩手県久慈港	検出されず (1.6未満)	検出されず (1.4未満)	検出されず (3.0未満)	検出されず (1.8未満)	適合
	マトウダイ	青森県大畑漁港	検出されず (4.2未満)	検出されず (4.5未満)	検出されず (8.7未満)	検出されず (3.9未満)	適合

食品衛生法の規格基準(一般食品)

100

基準なし

注 カッコ内の数値(「〇未満」の〇など)は検出限界値*です。表中の「検出されず」という表記は、検出限界値が〇ベクレル/kgの測定で、放射性物質が検出されなかったことを意味します。

*検出限界値とは・・・測定において検出できる最小値であり、放射性物質の測定では、同じ機器で測定しても、検体ごとに検出限界値は変動します。

<この記載事項に関する問い合わせ先>

福祉保健部生活衛生課

電話 025-280-5205

内線 2674